

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

那須塩原市農業委員会 会長 様

譲渡人
(賃貸人) 那塩 太郎

譲受人
(賃借人) 株式会社黒磯建設
代表取締役 黒磯 次郎

次のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を（設定・移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名及び住所											
フリガナ (カタカナ)	ナシオ タロウ										
譲渡人 (賃貸人)	那塩 太郎										
住所	那須塩原市共墾社 108-2						電話 0287 (11) 1111				
フリガナ (カタカナ)	カブシキガイシャ クロイソケンセツ										
譲受人 (賃借人)	株式会社 黒磯建設										
住所	那須塩原市あたご町 2-3						電話 0287 (11) 1234				
国内連絡先 (譲受人が国外居住者である場合)	氏名							電話			
	住所							()			
2 許可を受けようとする土地の所在等			市町名		土地コード					譲渡人氏名	区域の別 (該当に○)
大字又は町名	地番	地目		面積			耕作者氏名				
		登記記録	現況	(m ²)			未満				
共墾社2丁目	1-1	田	田	5	6	7			市街化区域 調整区域 その他の区域		
共墾社2丁目	2-2	畑	畑	1	2	3	4		市街化区域 調整区域 その他の区域		
以下余白									市街化区域 調整区域 その他の区域		
総計 (転用面積全体計)	田	567 m ²		畑	1,234 m ²			総合計	1,801 m ²		
3 転用目的	一般住宅、店舗、公共工事事用資材置場（一時転用）など										
4 権利を設定・移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の時期			権利の存続期間		その他		
	賃借権	設定		許可の日（許可後）			1年				

土地コード 換地前…A、換地後…B、通常空白

(記載要領)

法人である場合は、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地をそれぞれ記載してください。

また、譲受人が国外居住者である場合について、国内連絡先となる者がいるときは、「国内連絡先」欄にその者の氏名及び国内の住所、電話番号を記載してください。

申請年月日
令和 年 月 日

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

那須塩原市農業委員会 会長 様

譲渡人
(賃貸人)

譲受人
(賃借人)

次のとおり転用のため農地（採草放牧地）の権利を（設定・移転）したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。

1 当事者の氏名及び住所												
フリガナ (カタカナ)												
譲渡人 (賃貸人)												
住 所								電話 ()				
フリガナ (カタカナ)												
譲受人 (賃借人)												
住 所								電話 ()				
国内連絡先 (譲受人が国外居住者である場合)		氏名						電話 ()				
		住所										
2 許可を受けようとする土地の所在等			市町名							土地 コード	譲渡人氏名	区域の別 (該当に○)
大字又は町名	地 番	地 目		面 積				耕作者氏名				
		登記記録	現 況	(㎡)		未 満						
										市街化区域 調整区域 その他の区域		
										市街化区域 調整区域 その他の区域		
										市街化区域 調整区域 その他の区域		
総 計 (転用面積全体計)		田	㎡		畑	㎡		総合計		㎡		
3 転用目的												
4 権利を設定・移転 しようとする契約の 内容	権利の種類	権利の設定・移転の別	権利の設定・移転の時期	権利の存続期 間	その他							

那塩農委指令第

号

この申請については、農地法第5条第1項の規定に基づき次の条件を付して許可します。

- 条件 1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。
2 許可に係る工事が完了するまでの間、本件許可の日から3か月後及びその後1年ごとに工事の進捗状況を報告し、許可に係る工事が完了したときは、遅滞なく、その旨を報告すること。
3 申請書に記載された工事の完了の日（令和 年 月 日）までに農地に復元すること。

令和 年 月 日

(処分権者)

那須塩原市農業委員会 会長

(注意事項)

申請書に記載された事業計画（用途、施設の配置、着工及び完工の時期、被害防除措置等を含む。）に従ってその事業の用に供しないときは、農地法第5条第1項の規定によりその許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復等の措置を講ずべきことを命ずることがあります。

(教 示)